

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和 41 年岩手県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室及び課、首席政策監及び政策調査監の担当区分、総合雇用対策局並びに出先機関並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員 14 人をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部人事課総括課長（以下「人事課総括課長」という。）をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき知事が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>総務部人事課給与職員福祉担当課長</u>（以下「給与職員福祉担当課長」という。）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>職員診療所長</u>（以下「診療所長」という。）</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員 5 人をもって組織し、委員長は本庁にあっては<u>給与職員福祉担当課長</u>を、出先機関にあっては当該出先機関の長を、副委員長は本庁にあっては<u>給与職員福祉担当課長</u>が指名する者を、出先機関にあっては当該出先機関の長の職務を代理する職にある者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから本庁にあっては<u>給与職員福祉担当課長</u>が、出先機関にあっては当該出先機関の長が指名する者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき本庁にあっては<u>給与職員福祉担当課長</u>が、出先機関にあっては当該出先機関の長が任命する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、<u>課及び所</u>、首席政策監及び政策調査監の担当区分、総合雇用対策局並びに出先機関並びに労働委員会事務局並びに<u>収用委員会事務局</u>をいう。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員 14 人をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部<u>総務事務センター所長</u>（以下「所長」という。）をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき知事が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>総務部人事課総括課長</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>本庁の産業医</u>（法第 13 条の規定による産業医をいう。以下同じ。）</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員 5 人をもって組織し、委員長は本庁にあっては<u>総務部総務事務センター職員福祉担当課長</u>（以下「職員福祉担当課長」という。）を、出先機関にあっては当該出先機関の長を、副委員長は本庁にあっては<u>職員福祉担当課長</u>が指名する者を、出先機関にあっては当該出先機関の長の職務を代理する職にある者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから本庁にあっては<u>職員福祉担当課長</u>が、出先機関にあっては当該出先機関の長が指名する者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき本庁にあっては<u>職員福祉担当課長</u>が、出先機関にあっては当該出先機関の長が任命する。</p>

<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、管理委員会及び本庁に置かれる衛生委員会にあっては総務部人事課（以下「人事課」という。）、安全衛生委員会及び出先機関に置かれる衛生委員会にあっては当該出先機関の庶務を担当する課、部又は事務局において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、管理委員会及び本庁に置かれる衛生委員会にあっては総務部総務事務センター（以下「センター」という。）、安全衛生委員会及び出先機関に置かれる衛生委員会にあっては当該出先機関の庶務を担当する課、部又は事務局において処理する。</p>
<p>(組織)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、保健福祉部障害保健福祉課総括課長及び人事課総括課長をもって充てるほか、学識経験者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(庶務)</p>	<p>(組織)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、保健福祉部障害保健福祉課総括課長及び総務事務センター所長をもって充てるほか、学識経験者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(庶務)</p>
<p>第11条の2 審査会等の庶務は、人事課において処理する。</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p>第14条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第3条の規定による総括安全衛生管理者の代理者は、人事課総括課長をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p>	<p>第11条の2 審査会等の庶務は、センターにおいて処理する。</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p>第14条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第3条の規定による総括安全衛生管理者の代理者は、所長をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p>
<p>第15条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生管理責任者は、給与職員福祉担当課長をもって充てる。</p> <p>(産業医)</p>	<p>第15条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生管理責任者は、職員福祉担当課長をもって充てる。</p> <p>(産業医)</p>
<p>第16条 法第13条の規定による産業医は、本庁にあっては診療所長を、都南の園にあっては園長を、都南の園以外の出先機関（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2 診療所長である産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) 診療所長である産業医 本庁及び労働委員会事務局</p> <p>(2) [略]</p> <p>(安全衛生管理事務主任)</p>	<p>第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、都南の園にあっては園長を、都南の園以外の出先機関（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) 本庁の産業医 本庁及び労働委員会事務局</p> <p>(2) [略]</p> <p>(安全衛生管理事務主任)</p>
<p>第18条 人事課及び保健所に安全衛生管理事務主任を置く。</p> <p>2 前項の安全衛生管理事務主任は、人事課の安全衛生担当の主任主査又は主査並びに保健所の庶務を担当する課の長、岩手県一関保健所大東支所長及び岩手県釜石保健所遠野支所の保健福祉環境課長をもって充てる。</p>	<p>第18条 センター及び保健所に安全衛生管理事務主任を置く。</p> <p>2 前項の安全衛生管理事務主任は、センターの安全衛生担当の主任主査又は主査並びに保健所の庶務を担当する課の長、岩手県一関保健所大東支所長及び岩手県花巻保健所遠野支所の保健福祉環境課長をもって充てる。</p>

<p>3 <u>人事課</u>の安全衛生管理事務主任は、安全衛生管理責任者の命を受けて職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、<u>診療所長</u>である産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。</p>	<p>3 <u>センター</u>の安全衛生管理事務主任は、安全衛生管理責任者の命を受けて職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、<u>本庁の産業医</u>の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。</p>
<p>4 [略] (危害の防止)</p>	<p>4 [略] (危害の防止)</p>
<p>第19条 [略]</p>	<p>第19条 [略]</p>
<p>2 管財課総括課長及び公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）<u>別表第3に掲げる合同庁舎</u>の管理を分掌する出先機関の長（以下「<u>庁舎管理者</u>」という。）は、職員の災害又は病気の発生を防止するためにその分掌に係る庁舎等の施設、設備等の改善に努めなければならない。</p>	<p>2 管財課総括課長及び公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）<u>第3条第1項に規定する合同庁舎等</u>の管理を分掌する出先機関の長（以下「<u>庁舎管理者</u>」という。）は、職員の災害又は病気の発生を防止するためにその分掌に係る庁舎等の施設、設備等の改善に努めなければならない。</p>
<p>(県外の出先機関の職員の健康診断)</p>	<p>(県外の出先機関の職員の健康診断)</p>
<p>第48条 [略]</p>	<p>第48条 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 第1項の健康診断の結果の健康管理区分の判定は、<u>診療所長</u>である産業医の意見に基づき、総括安全衛生管理者が行う。 (採用時の健康診断)</p>	<p>3 第1項の健康診断の結果の健康管理区分の判定は、<u>本庁の産業医</u>の意見に基づき、総括安全衛生管理者が行う。 (採用時の健康診断)</p>
<p>第55条 <u>給与職員福祉担当課長</u>は、職員を採用する場合は、その者の健康診断を行うとともに当該健康診断の結果を、総括安全衛生管理者の指示に基づき、健康診断実施責任者を經由して、各課等の長に送付しなければならない。</p>	<p>第55条 <u>職員福祉担当課長</u>は、職員を採用する場合は、その者の健康診断を行うとともに当該健康診断の結果を、総括安全衛生管理者の指示に基づき、健康診断実施責任者を經由して、各課等の長に送付しなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。